

四半期報告書

(第17期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社オールアバウト

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14
第5 経理の状況	15
1 四半期連結財務諸表	16
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社オールアバウト
【英訳名】	All About, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江幡 哲也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03（5447）3700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部ジェネラルマネジャー 森田 恭弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03（5447）3700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部ジェネラルマネジャー 森田 恭弘
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第16期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	1,037,874	4,674,048
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△211	84,109
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△2,621	△847,760
純資産額(千円)	3,266,803	3,247,373
総資産額(千円)	3,753,448	4,114,951
1株当たり純資産額(円)	24,329.57	24,280.70
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(△)(円)	△19.59	△6,375.68
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	87.0	78.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△173,063	236,418
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△39,789	△739,940
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	18,175	17,895
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,620,099	2,847,704
従業員数(人)	211	221

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第16期及び第17期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社オールアバウト）、子会社1社により構成されております。事業区分の方法については、サービスの種類や性質を基準に区分しておりますが、当第1四半期連結会計期間より経営管理上採用している区分に合わせるため、従来の「インターネット広告事業」「出版事業」を「広告ビジネス」に統合し、「その他事業」を「専門家ビジネス」としております。

当第1四半期連結会計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

<広告ビジネス>

従来からの事業内容のうち株式会社KI&Companyの発行する男性向けライフスタイルメディア雑誌「zino」の事業撤退を決定いたしました。これに伴い、株式会社KI&Companyは連結子会社から除外しております。

<専門家ビジネス>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社が解散いたしました。なお、記載内容は、前連結会計年度末時点のものであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社KI&Company	東京都港区	23	出版業	所有 70.5	役員の兼任(1名)

(注) 株式会社KI&Companyは事業からの撤退を決定したことにより、重要性が低くなった為、連結子会社から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	211 (13)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。)は、当第1四半期会計累計期間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	207 (13)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 金額(千円)
広告ビジネス	906,353
専門家ビジネス	131,520
合計	1,037,874

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
デジタル・アドバタイジング・ コンソーシアム株式会社	105,169	10.1

3. 本表の金額には消費税等は含まれておりません。

4. これまでの事業の種類別セグメントの区分については、事業の内容をサービスの種類や性質、ビジネスプロセス等を基準に区分し、「インターネット広告事業」及び「出版事業」の2区分としておりましたが、当連結会計年度より当社グループにおける利益管理単位としての事業部及びその事業部ごとの収益モデル等の事業特性を基準として「広告ビジネス」及び「専門家ビジネス」の2区分に変更いたしました。

変更した事業の種類別セグメントのうち、「広告ビジネス」については、従来、セグメント情報の開示における事業区分として、「インターネット広告事業」及び「出版事業」としていたものを統合したものであります。この変更は、前連結会計年度末における㈱KI&Companyにかかる事業撤退及び今般の中期事業方針の策定に伴う事業戦略の見直しにより、当社グループにおける出版事業の位置づけを整理した結果、情報誌を当社グループが展開する「広告ビジネス」における一媒体として位置づけ、当社グループにおける利益管理単位としての事業部を基礎として、「広告ビジネス」をインターネット及び情報誌等のメディアの相乗効果により総合的に強化していくという事業戦略上の方針に基づくものであります。

また、「専門家ビジネス」は、従来、セグメント情報の開示における事業区分においては、金額的重要性の低いものとして「その他事業」に含めていた「ショッピング事業」、「プロフィール事業」及び「金融サービス事業」といった当社グループにおける新規系事業を統合したものであり、当社グループがネットワークしている専門家を通じて収益を稼得している事業であります。これらの事業は、これまで異なる事業区分として管理してまいりましたが、前述の中期事業方針において、事業の収益化及び強化・拡大を推進していく上での重要な要素として位置づけている専門家を通じた事業モデルという特性を基準として、1つの事業区分として管理することとしたものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間のセグメント情報を前年同四半期において用いた事業区分の方法により区分した場合は下記の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 金額 (千円)
広告事業	702,685
出版事業	203,667
その他事業	131,520
合計	1,037,874

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国の経済は、原油・穀物・原材料価格の高騰による物価上昇や米国経済の減速が、個人消費や外需への依存が大きい企業の収益に大きく影響し、景気の先行きに対する不透明感が一層増してきております。

こうした景気の先行きに警戒感が出る中、当社グループの主力事業であります広告ビジネスにおいては、引き続き業界全体の成長が見込まれる一方、景気減速による広告市況全般への影響により、広告主からの広告出稿額については鈍化が見られ、厳しい事業環境となりました。

こうした環境下で、当社グループは、前連結会計年度より引き続き、広告ビジネスにおける当社グループが運営するインターネットメディアと一体化した業界領域ごとの営業戦略に基づく事業展開（領域推進）、新規事業領域の収益化並びにインターネットにおけるメディアの強化及びモバイル領域等における新サービスの開発等を進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,037百万円となりました。また、営業損失3百万円、経常損失0百万円、四半期純損失2百万円となりました。

当第1四半期におけるセグメント別の状況は以下の通りであります。なお、当社グループは当連結会計年度よりセグメント情報の開示における事業区分の変更を行い、これまで「インターネット広告事業」及び「出版事業」の2区分としておりましたが、中期事業方針の策定に伴う事業戦略の見直し等により、利益管理単位としての事業部を基準として、その収益モデルを中心とした事業特性等を考慮した「広告ビジネス」及び「専門家ビジネス」の2区分に変更いたしました。セグメント情報の開示における事業区分に関連する事項については、第5経理の状況の四半期連結財務諸表の注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報をご参照下さい。

（広告ビジネス）

広告ビジネスは、従来、セグメント情報の開示における事業区分として、「インターネット広告事業」及び「出版事業」としていたものを統合したものであります。

当第1四半期における広告ビジネスは、景気減速による広告市況への影響を受け、広告主からの広告出稿額については鈍化が見られ、厳しい事業環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、更なる領域深耕を目的とした領域推進を展開するとともに、広告代理店との連携を積極的に図り、販売力の強化に努めてまいりましたが、インターネット広告市場の成長の鈍化、景気全般の減速等により、当第1四半期連結会計期間における広告ビジネスの売上高は、前連結会計年度を下回る906百万円となりました。

（専門家ビジネス）

専門家ビジネスは、従来、セグメント情報の開示における事業区分においては、金額的重要性の低いものとして「その他事業」に含めていた「ショッピング事業」、「プロファイル事業」及び「金融サービス事業」といった当社グループにおける新規系事業を統合したものであり、当社グループがネットワークしている専門家を通じて収益を稼得している事業であります。

当第1四半期連結会計期間における専門家ビジネスは、専門家ネットワークの強化及び拡大を進め、収益の増加に努めた結果、売上高が前連結会計年度を上回る131百万円となりました。

所在地別セグメントの状況については、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、当第1四半期において194百万円減少し、2,620百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、173百万円の支出となりました。これは、主に未払費用が201百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、39百万円の支出となりました。これは、主に有形固定資産の取得に11百万円、無形固定資産の取得に19百万円支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、18百万円の収入となりました。これは、ストックオプションの行使による株式の発行に伴うものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	451,620
計	451,620

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	134,273	134,273	ジャスダック証券取引所	—
計	134,273	134,273	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日から当四半期報告書提出日までの旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

① 平成15年6月27日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注2)(注6)	408
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成22年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注2)	発行価額 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要します。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権発行時において当社が業務委託契約をしている当社の従業員でないプロデューサーであった新株予約権者については、新株予約権行使時においても当社との間でプロデューサー業務に関する業務委託契約を有効に締結し、遵守していることを要します。また、かかる当社の従業員ではないプロデューサーは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとします。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとします。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。

- ④ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとします。
- ⑤ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑥ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとします。
- ⑦ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとします。
- ⑧ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができるものとします（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとします。
- (i) 平成18年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとします。
- (ii) 平成18年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとします。
- (iii) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとします。
- (iv) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとします。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとします。
6. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は3,458株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により2,710株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い340株（分割による調整後の数）減じております。

② 平成16年6月29日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,156
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)(注6)	4,312
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成23年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注2)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要します。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとします。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとします。
- ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとします。
- ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとします。
- ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができるものとします（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとします。
 - (i) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとします。
 - (ii) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとします。
 - (iii) 平成20年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとします。
 - (iv) 平成20年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとします。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとします。

6. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は5,640株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により1,048株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い280株（分割による調整後の数）減じております。

③ 平成16年9月14日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	126
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)(注6)	252
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月1日 至 平成23年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注2)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要します。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとします。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとします。
- ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとします。
- ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとします。

- ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができるものとします（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとします。

(i) 平成19年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとします。

(ii) 平成19年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとします。

(iii) 平成20年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとします。

(iv) 平成20年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとします。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとします。

6. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は344株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により50株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い42株（分割による調整後の数）減じております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	530	134,273	9,125	1,169,625	9,125	1,412,345

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 133,743	133,741	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	133,743	—	—
総株主の議決権	—	133,741	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には証券保管振替機構名義の株式が2株含まれており、当該株式に係る議決権2個を、議決権の数から控除しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	87,500	81,600	76,900
最低（円）	52,000	63,300	48,800

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,018,064	2,246,358
売掛金	473,063	568,104
有価証券	602,035	601,346
未成制作費	3,673	4,286
繰延税金資産	56,980	56,980
その他	41,659	63,661
貸倒引当金	△717	△718
流動資産合計	3,194,758	3,540,018
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 36,072	※1 38,121
工具、器具及び備品（純額）	※1 105,664	※1 117,449
有形固定資産合計	141,736	155,570
無形固定資産		
のれん	173,250	184,800
ソフトウェア	96,032	80,616
その他	6,801	15,940
無形固定資産合計	276,084	281,357
投資その他の資産		
投資有価証券	25,404	25,404
差入保証金	115,276	112,412
その他	4,342	4,279
貸倒引当金	△4,154	△4,091
投資その他の資産合計	140,868	138,004
固定資産合計	558,689	574,932
資産合計	3,753,448	4,114,951
負債の部		
流動負債		
買掛金	86,782	149,586
短期借入金	—	24,770
1年内返済予定の長期借入金	—	6,576
未払金	10,334	28,077
未払費用	263,567	490,964
未払法人税等	4,300	13,150
賞与引当金	28,357	62,631
ポイント引当金	2,542	1,824
その他	90,760	70,995
流動負債合計	486,644	848,576

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
長期借入金	—	19,002
固定負債合計	—	19,002
負債合計	486,644	867,578
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,169,625	1,160,500
資本剰余金	1,824,654	1,815,529
利益剰余金	272,523	271,343
株主資本合計	3,266,803	3,247,373
純資産合計	3,266,803	3,247,373
負債純資産合計	3,753,448	4,114,951

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

売上高	1,037,874
売上原価	180,323
売上総利益	857,550
販売費及び一般管理費	※1 860,659
営業損失(△)	△3,109
営業外収益	
受取利息	2,772
その他	254
営業外収益合計	3,027
営業外費用	
株式交付費	75
その他	54
営業外費用合計	129
経常損失(△)	△211
特別損失	
固定資産除却損	255
特別損失合計	255
税金等調整前四半期純損失(△)	△466
法人税、住民税及び事業税	2,154
四半期純損失(△)	△2,621

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△466
減価償却費	29,830
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	61
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△34,274
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	717
受取利息	△2,772
株式交付費	75
固定資産除却損	255
売上債権の増減額 (△は増加)	30,331
たな卸資産の増減額 (△は増加)	613
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,706
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,201
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△7,392
未払費用の増減額 (△は減少)	△201,578
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	17,154
小計	△168,949
利息の受取額	2,772
法人税等の支払額	△6,886
営業活動によるキャッシュ・フロー	△173,063
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△11,613
無形固定資産の取得による支出	△19,780
差入保証金の差入による支出	△8,395
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,789
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	18,175
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,175
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△194,678
現金及び現金同等物の期首残高	2,847,704
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△32,927
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,620,099

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社でありました株式会社 KI&Companyは平成20年4月に事業撤退 を決議し、連結子会社としての重要性 がなくなったため、当社の連結対象か ら除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 1社

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、211,938千円で あります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、205,846千円で あります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給与手当 254,726 千円
販売手数料 149,756
賞与引当金繰入 28,357

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 2,018,064
有価証券勘定 602,035
現金及び現金同等物 2,620,099
(注) 現金及び現金同等物とした「有価証券」は、全額 「MMF」であります。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 134,273株

2. 自己株式の種類及び株式数

自己株式はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の 目的となる株 式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社 (親会社)	平成15年6月27日定時株主総会 決議に基づく新株予約権	普通株式	408	—
	平成16年6月29日定時株主総 会決議に基づく新株予約権	普通株式	4,312	—
	平成16年9月14日臨時株主総会 決議に基づく新株予約権	普通株式	252	—
連結子会社	—	—	—	—
	合計	—	4,972	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	広告ビジネス (千円)	専門家ビジネス (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	906,353	131,520	1,037,874	—	1,037,874
営業費用	694,357	126,924	821,282	219,701	1,040,983
営業利益又は営業損失(△)	211,996	4,595	216,591	△219,701	△3,109

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

2. 事業区分の内容

事業区分	主な内容
広告ビジネス	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上 出版による販売収入、広告売上、またはそれに付随する売上
専門家ビジネス	ショッピング事業による売上 プロフィール事業による売上 金融サービス事業による売上等

3. 営業費用のうち消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用

事業区分	当第1四半期 連結累計期間(千円)	主な事業
消去又は全社の項目に含めた配賦 不能営業費用の金額	219,701	管理部門に係る費用

4. 事業区分の方法の変更

これまで事業の種類別セグメントについては、事業の内容をサービスの種類や性質、ビジネスプロセス等を基準に区分し、「インターネット広告事業」及び「出版事業」の2区分としておりましたが、当連結会計年度より当社グループにおける利益管理単位としての事業部及びその事業部ごとの収益モデル等の事業特性を基準として「広告ビジネス」及び「専門家ビジネス」の2区分に変更いたしました。

変更した事業の種類別セグメントのうち、「広告ビジネス」については、従来、セグメント情報の開示における事業区分として、「インターネット広告事業」及び「出版事業」としていたものを統合したものであります。この変更は、前連結会計年度末における㈱KI&Companyにかかる事業撤退及び今般の中期事業方針の策定に伴う事業戦略の見直しにより、当社グループにおける出版事業の位置づけを整理した結果、情報誌を当社グループが展開する「広告ビジネス」における一媒体として位置づけ、当社グループにおける利益管理単位としての事業部を基礎として、「広告ビジネス」をインターネット及び情報誌等のメディアの相乗効果により総合的に強化していくという事業戦略上の方針に基づくものであります。

また、「専門家ビジネス」は、従来、セグメント情報の開示における事業区分においては、金額的重要性の低いものとして「その他事業」に含めていた「ショッピング事業」、「プロフィール事業」及び「金融サービス事業」といった当社グループにおける新規系事業を統合したものであり、当社グループがネットワークしている専門家を通じて収益を稼得している事業であります。これらの事業は、これまで異なる事業区分として管理してまいりましたが、前述の中期事業方針において、事業の収益化及び強化・拡大を推進していく上での重要な要素として位置づけている専門家を通じた事業モデルという特性を基準として、1つの事業区分として管理することとしたものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間のセグメント情報を前年同四半期において用いた事業区分の方法により区分した場合は下記の通りであります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	インターネット 広告事業 (千円)	出版事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	702,685	203,667	131,520	1,037,874	—	1,037,874
営業費用	492,790	201,567	126,924	821,282	219,701	1,040,983
営業利益又は 営業損失 (△)	209,895	2,100	4,595	216,591	△219,701	△3,109

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 （平成20年6月30日）		前連結会計年度末 （平成20年3月31日）	
1株当たり純資産額	24,329.57 円	1株当たり純資産額	24,280.70 円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）	
1株当たり四半期純損失金額	19.59 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

（注） 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）
四半期純損失（千円）	2,621
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純損失（千円）	2,621
期中平均株式数（株）	133,826
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

株式会社オールアバウト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウト及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

（セグメント情報）[事業の種類別セグメント情報] 4. 事業区分の方法の変更に記載されているとおり、会社は事業の種類別セグメント情報における事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。